

工場・事業場代表者様

岸和田市上下水道局下水道施設課

工場、事業場排水及び除害施設の
維持管理の徹底等について（お願い）

平素は、岸和田市行政、特に下水道行政にご理解ご協力を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、本市の下水道事業は益々広域化し、職員一同日々努力しているところではありますが、悪水、廃酸及び廃油等の下水道施設への流入が後を絶たず水質監視に苦慮しているところでもあります。

つきましては、日ごろ工場、事業場排水及び除害施設の維持管理に格段のご配慮を賜っているところではありますが、下水道排除基準違反となる悪水等を下水道へ流さないよう、ご協力のほどよろしくお願い申し上げます。

又、下水道法が改正され(平成17年11月1日施行)「事故時の措置」として特定事業場が事故により有害物質や油等を下水道に流した場合、直ちに応急の措置を講じるとともに、速やかにその事故の状況及び講じた措置の概要を下水道法第12条の9の規定により、公共下水道管理者に届出ることが義務づけられました。

なお、適切な応急の措置が講じられていない場合は、公共下水道管理者が応急の措置を講ずべきことを命じることが出来ます。

応急の措置の命令に違反した場合は罰則が適用されますので、事故が発生した場合には必ず下記まで連絡ください。

連絡先；岸和田市上下水道局下水道施設課

TEL：072-439-4333 FAX：072-439-4345

e-mail:sisetsu@city.kishiwada.osaka.jp